

オーストラリア

1 経済情勢

豪州経済は2007年まで堅調に発展してきたが、2008年の世界的経済の減速、国際金融市場の混乱の影響等により、2008年は減速傾向で推移したが、2009年1～3月期には0.6%とプラスに転じ、2009年7～9月期までプラス成長を続けている。

〈表2-93〉オーストラリアの実質GDP成長率

年 月	2005-06	2006-07	2007-08	2008-9				2009
				7～9	10～12	1～3	4～6	7～9
実質GDP 成長率	3.1	3.8	3.7	1.2	0.2	-0.8	0.6	0.7

資料出所 豪州統計局“5206.0 Australian National Accounts Jun 2009”
(注) 実質GDP成長率は前年比(四半期は前年同期比、季節調整値)

2 雇用・失業対策

(1) 雇用・失業情勢

失業者数・失業率とも近年漸減してきたが、2008年3月に増加・上昇に転じ、2009年9月にはそれぞれ656万人、5.7%となった。

〈表2-94〉オーストラリアの雇用・失業の動向

年 月	2005-06	2006-07	2007-08	2008-09				2009
				7～9	10～12	1～3	4～6	7～9
労働力人口	10,620.8	10,908.6	11,141.5	11,287.4	11,314.9	11,414.9	11,418.9	11,467.3
雇用者数	10,082.0	10,407.0	10,660.6	10,798.6	10,793.8	10,765.4	10,758.7	10,811.1
失業者数	538.8	501.6	480.9	488.8	521.1	649.5	660.2	656.3
失業率	5.1	4.6	4.3	4.3	4.6	5.7	5.8	5.7

資料出所 豪州統計局“1350.0 Australian Economic Indicators, Nov 2009”
(注) 年数値は各年12月値(季節調整済)、四半期は各期末の9月、12月、3月、6月の値(季節調整済)。

(2) 雇用・失業対策の概要

a 公共職業サービス

労働党から政権を奪い、1996年3月に就任したハワード首相率いる自由党・国民党の保守連合政権は大規模な労働政策の転換を図った。職業安定行政については、政府は、労働市場において、直接的にサービスを提供する役割を果たすのではなく、サービス購入者になること(a change in the role of government from

that of a provider to that of a purchaser of assistance)とし、競争原理の導入と求職者に対して選択の幅を広げることを目標とした。

1998年5月に公共職業安定所(Commonwealth Employment Service: CES)を廃止し、3年ごとの入札により公的職業紹介サービスを提供する事業者を決定し、落札した業者が連邦政府と契約を結び、政府に代わり職業紹介事業を行うこととなった。なお、公共職業安定所を民営化して1997年に連邦政府が設立したエンプロイメント・ナショナル社は、2003年6月に一部事業を民間に売却、大部分の事業所は閉鎖し、解散した。

このため、公共職業安定サービスは、求職者支援サービスを行うジョブ・ネットワークと求人サービスを行うジョブ・プレースメント・オーガニゼーションとして落札した事業者により提供されてきた。しかし、連携の無い複数のサービスが入り交じり、複数の事業者間を回り歩く必要もあったため、各種サービスの簡素・合理化、サービス内容の改善、職業訓練の重点化等が必要と認められたことから、2009年7月より両サービスを統合一元化し、入札で選定された事業者がジョブ・サービス・オーストラリアとして新たにサービスを提供することとなった。

(a) 雇用支援サービス:ジョブ・サービス・オーストラリア
(Job Seavices Australia)

豪政府は、2009年7月～2012年6月に雇用支援サービスを行う事業者として、営利・非営利の様々な規模の組織と契約を行った。豪州全体で2,000以上の拠点で、求職者、求人者の双方にニーズにあったサービスを提供している。

ア 求職者支援

サービス事業者は、各求職者の就職計画(Employment Pathway Plan)を立て、マンツーマンで各求職者の置かれている状況に適したサービスを提供する。この就職計画に基づき、応募書類の作成方法、就労経験提供先の紹介、技能・資格の取得等の支援を行う。事業者は、登録職業訓練組織、州、地方政府、地域健康サービ

ス等の組織と連携しているため、求職活動の際には、職業訓練、能力開発等の支援をすぐに提供できる。

就職困難者 (highly disadvantaged) には、より手厚い財政支援やより多くの援助など、特別な支援が提供される。ホームレス、障がい者、非行に走る可能性のある青少年、メンタルヘルス疾患経験者に対して、事業者は各人の状況に適したメンタルヘルス支援、カウンセリング、リハビリ、財務相談、感情コントロール (アングーマネージメント) などの支援・援助を受けるための手助けを行う。

景気悪化による失業者については、迅速に集中的な個別の求職サービスを受けることができる。センターリンク (Centrelink, 2 (5) 参照) に登録すると、求職者の近くの事業者が紹介され、応募書類の作成方法等求職活動の訓練やアドバイス、求人情報の収集、地元労働市場のニーズに関連した技術訓練等支援が提供される。

先住民の求職者については、先住民や先住民コミュニティのニーズに応え、先住民雇用プログラムを改善し、新先住民雇用プログラムを提供する。就労経験、オンザジョブトレーニング、雇用主が必要とする特定技能訓練を通した新技能の習得、職業訓練・実習の受講、ディプロマレベル以上の資格取得のための学習、起業、雇用機会の多い地域への移転等について支援を行う。地域雇用開発計画 (CDEP) の事業者と協力して事業者が支援を行うが、遠方の居住者には地方のCDEP事業者が担当することもある。

イ 事業主向け支援

事業の成長支援のため、技術力のある人材を紹介することに力を入れている。具体的には、業界での訓練者の紹介、求人募集の際のアドバイス、応募者の選定、事業ニーズに応じた求職者向け技能訓練、政府のジョブ・サーチウェブサイトへの接続許可等支援サービスを提供している。

特に、特定の産業や特定の分野の技能を求める場合などは、求人内容を見て即戦力となる人材紹介を行うとともに、事業者は、潜在能力のある求職者に対し、求人者の産業に求められる技能や職業訓練を受けるように支援している。

また、地方レベルで必要とされる技能を見極め、適合する訓練修了者の中から、それらのニーズに見合う求職者を照合している。

個人事業主、特定産業・地域における事業主のニーズをより深く理解するために、雇用サービス・職業訓練専門の事業者と協力してサービスの提供を行っており、専門事業者は、技術者や労働力不足に直面する事業主に実践的な支援を行っている。

(3) 若年者雇用対策

a 「相互義務」(mutual obligation [Initiative]: MOI)

(a) 目的

相互義務とは、豪州福祉制度の一環として、労働年齢にある失業者が連邦政府の福祉サービスを受ける代わりに、その責任を果たすべきであるという考え方にに基づき、失業者は失業給付を請求できる代わりに、就職活動を積極的に行うこと、労働市場での職業訓練を積極的に行うこと、また失業者を支援するコミュニティへ何らかの形で還元することを目的としている。

(b) 対象者及び適用要件

相互義務が求められる対象者は、次の (ア) 又は (イ) に該当する者で、下記 (c) のプログラムへ参加が義務づけられる。参加しない場合は受給している給付が制限される。

(ア) 18～24歳の者で、新就職手当 (2 (5) 参照) 又は若年者手当 (2 (5) 参照) を6ヶ月間受給している者

(イ) 25～34歳の者で、新就職手当を12ヶ月間受給しているもの

(c) プログラムの具体的内容

パートタイム労働及びボランティア活動、職業訓練、就職支援プログラムなどの活動に参加する。これらに参加しない場合は「相互義務」を果たしていないことになり、各種給付の削減という制裁措置をもたらす。

b ワーク・フォー・ザ・ドール (Work for the Dole: WFD)

ワーク・フォー・ザ・ドールは、パートタイム労働及ボランティア活動の一部として、失業者に就労経験をさせることで、失業者自身が自信を持ち、人と付き合う能力

が向上し、働く動機が向上することを目的として、コミュニティの各種プロジェクトに貢献する等の機会の提供を行っている。

各コミュニティは、当該コミュニティの利益となる事業（プロジェクト、各種サービスの提供など）を実施する際に、失業者をそのプロジェクトに雇用する。各種手当を受けワーク・フォー・ザ・ドールで活動に参加した場合、2週間で20.80豪ドルの給付を得ることができる。

事業の中身は広範囲に及び、歴史的遺産の保全、環境整備、(コミュニティによる)観光(案内)業、コミュニティのスポーツ活動、コミュニティの各種施設の修繕、保守などがある。

c ユース・パスウェイ・プログラム(Youth Pathways Programme : YPP)

若年者の学校生活から職業生活や次の学業生活への円滑な移行を図るために、若年者を対象として、在学・復学を支援し、次の教育訓練機会・就職機会へ道筋をつけるための就職支援プログラムである。

対象となるのは13～19歳で、12学年(高校3年生)修了前に退学する危険性がある者、学校間及び学校から職業訓練及び就職への円滑な移行ができない危険性がある者、12学年修了前に12か月以内に退学している者等が対象となる。

具体的なプログラムの内容は、学校生活から職業生活等への円滑な移行を行うために必要な、対象となる若年者個々のニーズに合わせたものであり、①移行計画の作成を含むニーズの評価、②移行計画をもとにしたアフターサービスや支援、③支援及び指導が行われる。

d キャリア・アドバイス・オーストラリア(Career Advice Australia)

13～19歳までの全ての豪州人を対象とし、学校生活から職業生活、または高等教育生活への円滑な移行を支援するもので、既存のローカル・コミュニティ・パートナーシップ(Local Community Partnerships : LCPs)^(注1)を通じて行われ、地域産業を経験した相談員、また豪州国内における主要10産業(サービス、運輸、資源等)の企業団体で構成される組織(National Industry

Career Specialists)の専門家が、対象者に職業相談、助言、指導等を行う。

e 若年者契約(Compact with Young Australians)

求人80%以上が新卒資格で応募可能であるにもかかわらず、その資格を満たす者が労働力の50%に止まっている現状を受け、労働力の能力・生産性の向上・深化に資するため、より高い資格を獲得し、技能や知識の習得を支援するもの。主な特色は、①若年者に教育と職業訓練の重要性の伝達、②若年者に教育と職業訓練の提供、③2010年1月に導入される全国若年者参加要件を通した、若年者に首尾一貫した基準の保証、④支援給付金の支給要件の強化。

全面実施は2010年1月の予定だが、以下の事項が2009年7月1日から先行実施されている。

- ・15～19歳の全ての若者は、入学料を支払い取得可能なコースがある場合は、政府の助成対象となる教育・職業訓練場所を優先的に提供される。当該契約期間中に週労働時間が15時間以内の15～19歳の者は、労働者ではなく求職者と分類される。

(4) 高齢者雇用対策

a 概 要

2004年5月、当時のマル・ブラフ(Mal Brough)雇用サービス担当相は、豪州連邦政府2004～2005年度予算に関連して、中高年雇用を促進するため4年間で合計1,210万豪ドルをかけて実施する政策パッケージである中高年雇用戦略(Mature Age Employment and Workplace Strategy)を公表した。各施策は、中高年労働者、中高年求職者、事業主への情報提供や支援を拡充することを目指している。

b 背 景

豪州では出生率が低下していることから、労働力の高齢化が進むだけでなく、2040年には労働力の増加が止まることも予想された。これに対応するため、政府として労働力を増やし、生産性を向上させることを目指している。中でも、中高年齢者に長く働き続けることを奨励し、早期引退者を減らすことや、中高年齢者に働きやすい職場に改善することを奨励することなどによ

り、中高年齢者の就業を促進することが重要となる。

c 施策の概要

(a) 労働者向け

求職者だけでなく働いている者も対象にした地域レベルのワークショップ(Jobwise Workshops)を豪州全域で1年間に40回開催する。このワークショップでは、求人情報や雇用情勢に関する情報、効果的な職探しの方法、各種サービスに関する情報を参加者に提供する。

(b) 職業紹介事業者等向け

職業紹介サービスを改善し、職業紹介担当者が中高年労働力の活用に関して地域の事業者と効果的に仕事を進めることを支援するため、職業紹介事業者等の職員に高齢化の影響について学ぶ機会を与えるセミナー(Jobwise Labour Market Update Seminar)を開催する。

(c) 事業主向け

事業主を対象とした地域レベルのワークショップ(Wise Workforce workshops)を豪州全域で1年間に約40回開催する。このワークショップでは、高齢者を含めた経験ある労働者を雇用し、更に長期的に雇用するため、職場施策や実例を紹介する。

インターネットサイトの「Jobwise」により中高年者の雇用を促進する情報を事業主に提供する。

事業主団体等と協力して45歳以上の者を雇用する場合の自主的ガイドラインを策定する。

(5) 雇用保険制度

失業給付は、保険方式ではなく、他の各種給付と同様、1991年社会保障法(Social Security Act 1991)及び1973年学生支援法(Student Assistance Act 1973)に基づき、全額国庫負担により社会保障給付の一環として支給されている。このため、使用者、労働者とも保険料の負担はない。また、新規学卒者等の就職経験のない者も支給の対象となる。失業給付は、人的サービス省(Department of Human Services)の所掌である。

16～24歳で就職を目指して就学中の者や、新養成訓練中などの者を対象とする若年者手当(Youth

allowance)、21歳以上の者を対象とする新就職手当(Newstart Allowance)がある。失業者は、連邦政府の社会保障給付事務等を総合的に行う独立行政法人「センターリンク」(Centrelink)に申請を行う。各手当の受給要件は以下のとおりである。

a 新就職手当

(ア) 失業していること

(イ) アクティビティテストを満たしていること(就職する意志がある、職業訓練プログラムに参加、センターリンク等との面接を受ける、求職活動計画(Employment Pathway Plan)の必修活動に参加すること等。なお、55歳以上については柔軟に運用されている)

(ウ) 新就職活動契約を締結する意志があり、その契約に基づき活動を行うこと

(エ) 21歳以上で老齢年金受給開始年齢未満であること

(オ) オーストラリア居住者(市民権を有する者、永住ビザ保持者等)

(カ) 失業が労働争議によるものでないこと

(キ) 所有資産が2,500豪ドル(子のいない単身者の場合)以下であること

また、合理的な理由無く求職活動計画の必須活動に参加しない、合理的な理由無く面接を受けない、故意に職を求めていないような態度で面接を受ける場合は、そのような行動の該当日数と同日数分の手当が不支給となる(No Show, No Pay penalty)。

b 若年者手当

(ア) 16歳以上24歳以下で、就学中又は、フルタイム養成訓練に参加していること

(イ) 16歳以上20歳以下で、ワーク・フォー・ザ・ドール(2(3)b参照)やボランティア活動等、なんらかの活動を行うことで「活動状況認可(approved activities)」をセンターリンク(2.(5)参照)から得て、フルタイム労働者の求職活動をしていること、等

また、2009年7月からは、21歳未満で12学年未修了の者は、給付を受けるために、フルタイム(週25時間)の教育・職業訓練を受けなければならないこととなった。教育・職業訓練がパートタイムの場合、併せて週25時間となるようボランティア活動や就労を行わ

ければならない。21歳未満の12学年修了者でフルタイムの就学者にこの要件は課されないが、求職活動や他の認可された活動を行わなければならない。

(6) 職業能力開発対策

a 資格体系(Australian Qualifications Framework、AQF)

中等教育上級から大学院まで、職業課程と普通課程の両方を含んだ学習段階において共通の資格を付与する、豪州全体を対象とした資格認定制度である。

〈表2-95〉 オーストラリアの資格体系(AQF)

中等教育 (School Sector)	VET(職業教育訓練: Vocational Education and Training Sector)	高等教育 (Higher Education Sector)
	職業準修士 (Vocational Graduate Diploma)	博士 (Doctoral Degree)
	職業準修士 (Vocational Graduate Certificate)	修士 (Master Degree)
		準修士 (Graduate Diploma)
		準修士 (Graduate Certificate)
	上級ディプロマ (Advanced Diploma)	学士 (Bachelor Degree)
	ディプロマ (Diploma)	準学士 (Associate Degree)
	履修証明IV (Certificate IV)	上級ディプロマ (Advances Diploma)
	履修証明III (Certificate III)	ディプロマ (Diploma)
上級中等教育学力資格 (Senior Secondary Certificate of Education)	履修証明II (Certificate II)	
	履修証明I (Certificate I)	

b 職業訓練(Australian Apprenticeships)

(a) 概要

1998年保守連合ハワード政権は、従前の職業訓練制度を改革し、名称を「新職業訓練(New Apprenticeships)」としていたが、2007年11月選挙で勝利した労働党政権により再度改称され、「豪州職業訓練(Australia Apprenticeships)」となったものであり、内容は今のところハワード前政権の実施した「新職業訓練(New Apprenticeships)」とほぼ同様である。

年齢は労働年齢である16歳以上であることが条件で、職種及び保有資格等各種制限はほとんどない。

(b) 内容

訓練期間は1～4年(技量が身に付いたことを示せば、訓練期間終了前に終了できる。)であり、資格は履歴証明I～ディプロマなどが取得可能である。

新養成訓練が行われる産業は、州によって異なるが、自動車、建設、対事業所サービス、文化、娯楽、金融、食料、木材業、情報産業、地方自治体、食肉業、印刷、郵便、小売りなど多岐にわたり、職種は500以上あるとされる。

個人で職業訓練を受けることができるだけでなく、職業訓練への参加を奨励した事業主に対し、訓練開始や終了時に奨励金が支給される、事業主は、労働者が訓練を開始すると労働者1名に対し習得する技量のレベルに応じて1,250豪ドルまたは1,500豪ドル、訓練を完了すると2,500豪ドルを連邦政府から受け取ることができる。また労働者が参加するオフJT訓練は、民・公の職業能力開発施設で実施されるが、これら施設も資格を発行し、認定資格として認められている。

訓練は、事業所における職業訓練だけでなく、学校に通学しながらの養成訓練も存在する(パートタイムの通学と、パートタイムの(企業での)養成訓練の組み合わせ。この場合、ドイツの「デュアルシステム」(ドイツの145ページ参照)に類似したものとなる)。

訓練は、事業所における職業訓練だけでなく、学校に通学しながらの養成訓練も存在する(パートタイムの通学と、パートタイムの(企業での)養成訓練の組み合わせ。この場合、ドイツの「デュアルシステム」(ドイツの145ページ参照)に類似したものとなる)。

(7) 外国人労働者対策

a 制度の概要

豪州では専門的・技術的労働者を受け入れる政策を展開しているが、豪州に移住して労働することを希望する場合、まず申請最低条件となるポイント(パスマーク)を取得しなければならない。このポイントは、語学力、技能、学歴などの要件が点数化されたものである。

また移民労働者を受け入れる中、豪州における移民労働者の多くが大都市に集中するという問題が起こっている。そのため、2005年5月、地方における専門的・技術的労働者の労働力不足解消のため、移民の地方誘致策を発表した。これは永住権獲得に必要なポイントは、120だが、そのポイントに満たない者であっても、地方での居住、勤務、都市部に移動しない、など一定の条件を満たせば、永住権獲得の際にボーナスポイントが付与され、加算されたポイントによって永住権獲得のチャンスが増えるというものである。この政策により、地方都市への移民数は増加するなど一定の効果をあげている。

また、地方の農村などにおいては、農業体験などを目的としたワーキング・ホリデー労働者を使用することも多いことから、2005年11月以降、一度しか取得することのできなかったワーキングホリデービザの再取得が可能になった。2度目のワーキングホリデービザを申請する際の主要な条件は、以下のとおりである。

- (a) 1回目のワーキング・ホリデー期間中に3か月以上地域農業において季節労働に従事したことを証明する書類
- (b) 申請時に18歳以上30歳以下であること
- (c) 子供がいないこと
- (d) ワーキングホリデービザ制度協定国（英国や日本など）のパスポートを保持していること等

更に、長期就労ビザ（457visa）プログラムが変更となり、2009年9月より施行された。この変更は、プログラムの整合性を高めるとともに、地元の職業訓練や雇用機会に悪影響を与えたり、外国人労働者を搾取せず、技術力のある産業を提供し続けるためのもので、主な改定点は以下の通り。

- ・ スポンサー要求事項の透明性向上を図るため、新しいスポンサー出資金にかかる義務の導入
- ・ 長期就労ビザ保有者がオーストラリア労働者と同等の契約条件を保障する新しい市場賃金相場制の導入（但し、457ビザの最低賃金は年額45,220豪ドル）
- ・ スポンサー義務を怠った場合の強力な罰則の導入
- ・ ビザ応募に必要な最低英語力スコア（International English Language (IELTS)）について、話す・読む・書く・聞くの4項目平均スコア4.5から各項目とも5.0に変更

3 労働条件対策

(1) 賃金・労働時間及び労働災害の動向

消費者物価は足元で鈍化傾向にあり、2009年の4月～6月期には1.5%となった。

賃金、労働時間は安定して推移している。

労働災害発生件数及び労働損失日数については、次表の通り。

〈表2-96〉 オーストラリアの賃金及び消費者物価上昇率の推移

(%)							
年 月	2006-07	2007-08	2008-09				
				7～9	10～12	1～3	4～6
実質賃金上昇率	4.6	4.0	3.9	3.5	4.2	3.9	3.8
消費者物価上昇率	2.9	3.4	3.1	5.0	3.7	2.5	1.5

資料出所 豪州統計局“1350.0 Australian Economic Indicators, Sep 2009”
豪州統計局“6401.0 Consumer Price Index ,Australia ,Sep, 2009”
(注) 前年比(四半期は前年同期比)

〈表2-97〉 オーストラリアの週当たり実労働時間の推移

(時間)					
	2004.11	2005.11	2006.11	2007.11	2008.11
合計	34.5	34.2	34.3	34.4	34.2
男性	38.9	38.7	38.7	39	38.6
女性	29.0	28.7	29.0	28.9	28.9

資料出所 豪州統計局“6105.0 Labour Market Statistics Jan 2009”

〈表2-98〉 オーストラリアの労働災害の件数

(件)		
	2000	2005-06
労働災害発生件数	477,800	689,500

資料出所 豪州統計局“6324.0 Work-Related Injuries, Australia 2005-06”
(注) 労働災害及び労災保険は各州政府が所管し、連邦政府は2000年及び2005-06年の労働災害に関する統計を発表しているだけで、経年的な統計はない。次回調査は2009-10年を予定している。

(2) 最低賃金制度

最低賃金額は、イアン・ハーパー委員長及び4人の委員（the AFPC Commissioners）により運営される豪州公正賃金委員会（Australia Fair Pay Commission：AFPC）が毎年7月に裁定し、10月から効力が発生している。豪州公正賃金委員会は最低賃金の裁定に際し、失業者や低所得者が労働市場にとどまれる水準、現在全体における雇用情勢及び競争力、低所得者のセーフティネットとしての機能を考慮することとされている。

2010年は労使関係法改正に伴い、新たに設置された独立裁定機関FWA（Fair Work Australia）長官を委員長とする最低賃金委員会（Minimum Wage Panel）が2010年6月末までに最低賃金額を設定し、FWAが全国最低賃金指令（order）を出し同年7月1日に発効する予定。